

1. 対象となる要件 / 通算助成回数

1 - ① 助成の要件は何ですか。

以下のすべての要件を満たす夫婦が助成対象です。

- ・ 体外受精・顕微授精以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があったこと。
- ・ 指定医療機関において特定不妊治療を受け、一連の治療が終了したこと。
(特定不妊治療の一環として、男性不妊治療を受けられた場合を含みます)
- ・ 治療開始時に法律上婚姻していること。
- ・ 夫婦の両方又は一方の住所が浜松市にあり、浜松市税を完納していること。

1 - ② 所得制限はありますか。

浜松市では市独自の取り組みとして所得制限を撤廃しております。夫婦合算所得が730万円以上の方でも申請していただけます。

1 - ③ 妻の年齢が42歳のときに指定医療機関で治療を開始しましたが、治療の途中で43歳になりました。この場合は助成の対象になりませんか。

助成対象要件の43歳未満とは、「今回の治療期間の初日における妻の年齢」で判断します。そのため、治療期間の初日時点で43歳未満（43歳になる誕生日前日まで）であれば、治療終了日や申請日が43歳以上であっても助成の対象となります。治療期間の初日は、指定医療機関に作成していただく「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に記載される「今回の治療期間」の開始日にて確認させていただきます。なお、43歳になってから開始した治療については、たとえ過去に助成を受けた回数が通算助成回数に満たない場合でも助成の対象外となります。

1 - ④ 申請期限はありますか。

申請期限は「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に記載されている治療終了日の属する年度内です。ただし、証明書に記載される治療終了日が1月～3月の場合は、治療終了日を含み90日間を限度として受付いたします。それまでに書類をすべて揃えて、申請窓口へ持参してください。申請期限を過ぎたものは受付ができませんのでご注意ください。

1 - ⑤ 助成は何回受けられますか。

「はじめて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢」が39歳以下の方は、妻が43歳になるまでに通算6回まで助成を受けられます。同様に、妻の年齢が40歳以上かつ42歳以下の方は、妻が43歳になるまでに通算3回まで助成を受けられます。なお、過去に助成を受けた回数が通算助成回数の上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上のときに開始した治療はすべて助成の対象外となります。

1 - ⑥ 採卵から移植まで一連の治療を複数回行う予定です。どの順番で申請すればよいですか。また、同時に複数回分申請することも可能ですか。

一連の治療を複数回行った場合、治療終了日の早い順番で申請してください。また、すべての治療が申請期限内であれば同時に申請することも可能ですが、治療終了日の早い順番で受理します。先に申請した治療よりも前に終了していた治療を後から申請することはできませんのでご注意ください。（なお、申請書や受診等証明書については、一連の治療につき1枚ずつ作成してください。）

浜松市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくある質問と回答

1 - ⑦	<p>次の2つの治療を行いました。8月に40歳の誕生日を迎えましたが、通算助成回数は何回になりますか。</p> <p>①治療期間 7月1日～同年12月1日（治療開始時の妻の年齢は39歳） ②治療期間 9月1日～同年10月1日（治療開始時の妻の年齢は40歳）</p>
-------	---

一連の治療を複数回行った場合、治療開始日に関わらず、治療終了日の早いものから申請してください。今回の事例では治療終了日の最も早い②が初回の治療（＝初回の申請）となり、①が2回目の治療（＝2回目の申請）となります。②を初回治療として申請し、承認となった場合、これが初回助成となりますので、はじめて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢は40歳となり、通算助成回数は「43歳になるまでに3回」となります。なお、先に申請した治療よりも前に終了していた治療を後から申請することはできません。したがって、①を初回治療として申請し、承認となった場合、通算助成回数は「43歳になるまでに6回」となりますが、②の申請をすることができなくなりますのでご注意ください。

1 - ⑧	<p>過去に助成を受けましたが、その後離婚し、別の人と再婚しました。再婚後に行った治療の申請をする場合、再婚前に助成を受けた回数も通算助成回数に含まれますか。</p>
-------	---

助成対象者については夫婦単位となることから、離婚と再婚により相手が変わった場合、以前の夫婦が助成を受けた回数は通算しません。新たな申請者として取り扱います。

1 - ⑨	<p>最近浜松市に転入しました。転入前に行った特定不妊治療について、浜松市に申請することはできますか。</p>
-------	---

申請日現在で夫婦の両方または一方が浜松市内に住所を有する場合は、浜松市へ申請することができます。ただし、申請期限内であることが必要です。

1 - ⑩	<p>最近浜松市に転入し、浜松市に対して税金を納めていませんが、助成要件である「浜松市税を完納していること」に該当するのでしょうか。</p>
-------	--

納めるべき市税が存在しない場合でも助成要件には該当しますので、助成申請可能です。

1 - ⑪	<p>浜松市に対する市税の未納額が存在し、現在分割で支払っている途中です。まだ全て支払っていない状況で助成申請できますか。</p>
-------	---

「浜松市税を完納していること」が要件となりますので、分割支払中でも未納額が存在する場合、助成対象となりません。未納額分の全額を支払い終えていただいた上で申請してください。

1 - ⑫	<p>固定資産税の支払等、浜松市から送付された納税通知書に基づき期限内に支払っていますが、まだ納期限を迎えていないものまで全て支払ってからでないと申請できないのでしょうか。</p>
-------	--

納期限を超えて支払っていない市税額を未納の市税額とみなしますので、納期限内に支払っていたら問題ありません。納期限を超えていない市税が存在しても助成申請は可能です。

1 - ⑬	<p>近々浜松市外へ転出する予定です。浜松市に住んでいる時に実施した治療であれば、転出後に浜松市へ申請可能ですか？</p>
-------	---

申請日時時点で浜松市民であることが助成の要件の一部となりますので、浜松市外へ転出後に浜松市へ申請いただくことはできません。市外転出後の助成方法等につきましては、転出先の自治体へご相談ください。なお、一連の治療が終了して申請可能な状況に既にある場合は、浜松市内に住所がある期間中に浜松市への申請は可能です。

2. 対象となる費用 / 治療

2 - ①	助成の対象となる費用は何ですか。
<p>治療期間内に行われた特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に係る治療費のうち医療保険適用外のもので、採卵準備のための投薬や注射、採卵、胚移植の処置費および妊娠確認検査費用などが対象です。凍結された精子・卵子・受精胚の管理料（保存料）、文書料、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費は助成の対象外です。</p>	
2 - ②	人工授精や不育症治療にかかった費用は助成の対象になりますか。
<p>人工授精や不育症の治療や検査に要した費用については本事業の助成対象外ですが、「浜松市一般不妊治療費助成制度」及び「浜松市不育症治療費助成制度」での助成が可能です。助成金額や対象となる治療など要件が異なりますので、詳細は別途ご確認ください。</p>	
2 - ③	<p>これから初めて申請しますが、次の2つの治療を行いました。助成額はどれになりますか。 ①治療期間 5月1日～同年6月1日、治療区分F、治療費15万円 ②治療期間 7月1日～同年8月1日、治療区分A、治療費30万円</p>
<p>一連の治療を複数回行った場合、治療終了日の早い順番で申請してください。それにより助成回数および助成額が決定します。今回の事例においては最も治療終了日の早い①が初回申請、②が2回目申請となります。①②とも承認となった場合は、①が初回助成となり助成額が7万5千円（助成上限額7万5千円）、②が2回目助成となり助成額が20万円（助成上限額20万円）となります。なお、②のみ申請され承認となった場合、②が初回助成となり助成額が30万円（助成上限額30万円）となりますが、先に申請した治療よりも前に終了していた治療を後から申請することはできないため、①の申請はすることができなくなりますので、ご注意ください。</p>	
2 - ④	<p>次のとおり治療を行いました。この場合、①の費用を治療区分Dとして申請できますか。 ①5月に採卵・受精後、胚凍結をした。 ②6月に採卵・受精後、胚凍結をした。 ③7月に、6月の凍結胚を移植して妊娠した。</p>
<p>治療区分Dについては、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」との主治医の診断をもって治療終了した場合をいいます。治療の成功による妊娠により中止した場合、体調悪化を理由とした医師の診断による中止ではありませんので、①の費用は助成の対象とはなりません。同様に、胚凍結期間中に自然妊娠した場合も、採卵から胚凍結にかかる費用は助成の対象とはなりません。</p>	
2 - ⑤	採卵を連続して複数回実施し、これから胚移植を実施する予定です。すでに支払った治療費が多く大変なので、この時点で助成申請できないでしょうか。
<p>助成申請できるのは、一連の治療が終了した時点となります。具体的には、（妊娠の有無は問わず）妊娠判定の時点や、体調不良や胚の分割停止、採卵の失敗等による中止・中断した時点となります。今回の事例では、採卵の失敗や胚の分割停止等の中止・中断が存在しない場合、一連の治療の途中の段階であると思われるので、この時点での申請はできません。妊娠の判定等に至り、一連の治療が終了した時点でご申請ください。</p>	
2 - ⑥	採卵・受精後に胚を凍結した後、8周期あけて胚移植を行いました。治療区分Bとして申請できますか。
<p>治療区分Bは「採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行なう」との主治医の当初からの治療方針に基づき行なった治療のことを指しますが、「1～3周期程度」は目安です。したがって、それ以上の周期をあけて行う治療については、その周期が当初からの治療方針に基づくものであり、主治医が一連の治療と認めるのであれば、治療区分Bとなります。（なお、「一定の間隔をあけた後胚移植を行う」という治療方針に基づいて、周期をあけて治療を行った」かどうかは、最終的には主治医の判断になります。）ただし、受精卵の凍結後、妊娠・出産を経て、その後に胚移植を行った場合は、原則として一連の治療とはみなせないため、治療区分Cとなります。</p>	

浜松市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくある質問と回答

2 - ⑦	第1子の治療のときに複数個採卵し、余剰胚を凍結させました。このときの凍結胚を用いて、第2子のため、第1子出産後に胚移植を行いました。第1子の治療が終了したときに助成金の申請はしていません。この場合、第2子の治療を治療区分Bとして申請できますか。
-------	--

治療区分Bは「採卵・受精後、1～3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行う」という主治医の当初からの治療方針に基づいて行った治療のことを指します。今回の事例において受精から胚移植まで間隔があいたのは第1子の妊娠・出産によるものであり、母体の状態を整えることにあらず、一連の治療とはみなせないため、原則として治療区分Bで申請することはできません。治療区分Cとして申請してください。（この場合、採卵から凍結胚の保存に係る費用は助成の対象とはなりません。）

3. 男性不妊治療

3 - ①	男性不妊治療の助成対象となる手術は何ですか。
-------	------------------------

特定不妊治療に至る過程の一環として行われた、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術が助成の対象となります。具体的には精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）、精巣内精子吸引採取法（TESA）等が助成の対象として挙げられます。

3 - ②	男性不妊治療の助成対象となる費用は何ですか。
-------	------------------------

保険適用外の手術費用および凍結料が助成の対象となります。検査料、凍結した精子の保存料（管理料）、文書料、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費は助成の対象外です。

3 - ③	男性不妊治療の助成上限回数がありますか。
-------	----------------------

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の助成を受けられる回数の範囲内で助成します。ただし、原則として特定不妊治療と同時に申請することが必要です。

3 - ④	男性不妊治療単独での申請はできますか。
-------	---------------------

男性不妊治療への助成は、特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合を対象とするものであり、原則、男性不妊治療単独での申請はできません。ただし、主治医の治療方針に基づき採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できずに治療が終了した場合に限り、男性不妊治療単独での申請が可能です。この場合、特定不妊治療における通算助成回数の1回にカウントします。

3 - ⑤	男性不妊治療を指定医療機関以外で受けた場合も助成の対象になりますか。
-------	------------------------------------

男性不妊治療を指定医療機関以外の医療機関（一般の泌尿器科を標榜する病院等）で行った場合、以下の要件①②を満たすときは助成の対象となります。この場合の受診等証明書は特定不妊治療を行う指定医療機関の主治医が作成します。

- 【要件】①特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に至る過程の一環として行った手術であること。
②特定不妊治療を行う指定医療機関の主治医からの紹介等があったこと。

3 - ⑥	特定不妊治療と男性不妊治療を同時に申請しようと思います。実際にかかった助成対象の治療費は、特定不妊治療が35万円、男性不妊治療が10万円でした。初回申請・特定不妊治療の区分がAの場合、助成額はいくらになりますか。
-------	--

特定不妊治療と男性不妊治療で別々に、実際の治療費と助成上限額とを比較して少ない方が助成額となります。今回の事例では、特定不妊治療の助成上限額が30万円、男性不妊治療の助成上限額が15万円ですので、承認された場合の助成額は特定不妊治療が30万円、男性不妊治療が10万円、合計40万円の助成となります。

4. 申請書類

4 - ① 夫婦ともに浜松市が住所地ですが、申請者氏名欄は夫婦のどちらの名前でも大丈夫でしょうか。

夫婦二人とも浜松市に住所がある場合、どちらが申請者でも問題ありません。仮にどちらか一方が浜松市外住所地の場合、浜松市内在住の方が申請者となります。なお、助成金の振込は申請者名義の口座となりますので、ご注意ください。

4 - ② 数週間後に市内転居予定です。申請書の住所は現住所と新住所のどちらを記入すればよいですか。

申請書の住所欄には申請日現在の住所を記入してください。（住民登録されている住所と一致することが必要です。）なお、決定通知書の送付先に新住所を希望する場合には、質問4-③を参照してください。

4 - ③ 決定通知書を住民登録に記載の住所とは異なるところに送ってほしい場合はどうすればよいですか。

A4サイズの白紙に「決定通知書等は下記の住所への送付を希望します。」という申し出文と、申請者氏名・現住所・希望する送付先住所・申請年月日を記入し、押印したものを申請書類と併せて提出してください。

4 - ④ 振込先口座は、夫婦のどちらの口座でもよいですか。

申請者名義の口座へ振り込みとなりますので、夫婦二人とも浜松市に住所がある場合、申請者を振り込みを受けたい口座名義の方として申請してください。なお、浜松市市外住所地の方は申請者となれないことから、振込先口座の名義人にもなれません。

4 - ⑤ 振込先口座は、旧姓名義の口座でもよいですか。

申請者氏名と一致する新姓名義の口座を指定していただきますようお願いいたします。

4 - ⑥ 戸籍（謄本・全部事項証明）と市民税・県民税課税証明書は、申請の度に新しいものを取得するのですか。

初めての申請では、必ず原本をご提出いただきます。2回目以降の申請に関しては以下のとおりです。

【戸籍謄本・戸籍全部事項証明】

発行日から3か月以内のもので、変更が無い場合は前回申請時に提出したもののコピーでも結構です。それより前に発行したものは使用できません。

【市民税・県民税課税証明書】

所得確認対象年が同一である場合のみ、前回申請時のコピーでも結構です。所得確認対象年は、申請日が1月～6月末の場合は前々年、7月～12月末の場合は前年になります。

4 - ⑦ 一般不妊治療費助成や不育症治療費助成の申請を同時にする場合、戸籍（謄本・全部事項証明）はまとめて一部で良いでしょうか。

それぞれ別の助成申請となりますので、初めての申請の場合は、それぞれの申請で原本の添付が必要になります。なお、2回目以降の申請に関しては質問4-⑥のとおりです。

4 - ⑧ 領収書を紛失してしまいました。どうすればよいですか。

医療機関に領収書の再発行を依頼するか、支払証明書の発行を依頼してください。

浜松市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくある質問と回答

4 - ⑨	受診等証明書に記載された治療費と手元の領収書の金額が一致しません。どちらの金額も助成上限額は超えているので、申請していいのでしょうか。
-------	---

受診等証明書に記載された治療費と領収書の合計金額の一致については、申請時点で必ず確認させていただきます。受診等証明書に記載された治療費より領収書の合計額が多い場合、対象外経費が含まれている可能性がありますので、対象外経費について医療機関にご確認いただき、申請時にお申出ください（改めてこちらでも内容等確認させていただきます）。受診等証明書に記載された金額より領収書の合計額が少ない場合、領収書の紛失等が疑われることから、医療機関に領収書の再発行を依頼するか、支払証明書の発行を依頼してください。いずれにしても申請前に治療費と領収書の一致について十分ご確認の上、申請いただけますようお願いいたします。

4 - ⑩	申請には領収書の原本が必要とのことですが、申請後返却してもらえますか。
-------	-------------------------------------

申請時、領収書原本を確認し、一旦お預かりさせていただきます。浜松市にて、助成申請いただいた領収書である旨の受付印を領収書に押印の上、申請の翌月末までに決定通知書と合わせて申請者様宛郵送にて返却いたします。なお、返却を急がれる場合、申請時にその旨ご相談ください。

4 - ⑪	市民税・県民税課税証明書について、夫婦の一方（又は両方）が1月1日現在は海外在住であったため、課税証明書が取得できない場合、どうすればいいですか。
-------	---

課税証明書に変わり、海外在住であったことを証明する書類（戸籍の附票、在職証明書等）をご提出ください。なお、年の中途に国外に出た場合や帰国した等、日本での居住があり日本で所得対象となる所得がある場合は、その期間の所得を証明する書類も必要となります。該当する場合個別にご相談ください。

4 - ⑫	中区に住んでいますが、南区役所で申請できますか。
-------	--------------------------

浜松市が住所地の方でしたら、浜松市内どの区役所健康づくり課でも申請いただけます。

4 - ⑬	静岡県でも同様の助成制度があると聞きました。静岡県へも申請できるのでしょうか。
-------	---

静岡県は、政令指定都市である静岡市・浜松市を除く県内市町にお住まいの方を助成対象とすることから、浜松市が住所地の方は静岡県への申請はできません。浜松市へ申請していただく形となります。

5. 指定医療機関 / その他

5 - ①	浜松市外の医療機関で特定不妊治療を受けました。助成の対象になりますか。
-------	-------------------------------------

浜松市外の医療機関であっても、その医療機関が所在する都道府県・政令指定都市・中核市から指定を受けている場合は助成の対象となります。医療機関で確認するか、厚生労働省のホームページでご確認ください。 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/iryuu-kikan/>

5 - ②	治療の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。
-------	-----------------------------

指定医療機関から指定医療機関へ転院したのであれば、助成の対象となります。指定医療機関以外での治療は助成の対象外となりますので、転院元あるいは転院先が指定医療機関でない場合は助成の対象外です。

浜松市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくある質問と回答

5 - ③ 助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなりますか。

確定申告については最寄の税務署にお問い合わせください。

5 - ④ 助成金の振込はいつ頃になりますか。

承認された場合、原則として申請された日の翌月末頃の振込となります。